

甲第48号証り

# プライバシーの権利を考える

山本龍彦 著



信山社

- Roe v. Wade, 410 U.S. 113 (1973) 35  
 United States v. Jones, 132 S.Ct. 945 (2012) 97  
 R.J. Reynolds Tabaco Co. v. FDA 696 F. 3d 1205 (D.C.Cir. 2012) i  
 State v. Loomis, 881 N.W. 2d 749 (Wis. 2016) i

〈著者紹介〉

**山本龍彦**（やまもと・たつひこ）  
1976年生。1999年慶應義塾大学法学部卒業、2005年慶應義塾大学院法学院法科博士課程単位取得退学、2007年博士号取得（法学）。  
桐蔭横浜大学法学部専任講師、同大学准教授を経て、現在、慶應義塾大学法科大学院教授。ワシントン大学ロースクール客員教授、司法試験考査委員、総務省AIネットワーク化検討会議構成員などを歴任。

主著として、『遺伝情報の法理論』（尚学社、2008年）、  
憲法判例研究会編『判例アカデイクス憲法』（増補版）】  
（信山社、2014年）、安戸常寿 = 曾我部真裕 = 山本  
龍彦編著『憲法学のゆくえ』（日本評論社、2016年）、  
青井未帆 = 山本龍彦『憲法八権』（有斐閣、2016  
年）、山本龍彦 = 清水唯一郎 = 出口雄一編著『憲法  
判例からみる日本』（日本評論社、2016年）、『おそ  
ろしいビッグデータ』（朝日新聞出版、2017年）

プライバシーの権利を考える

2017(平成29)年9月29日 初版第1刷発行  
2018(平成30)年1月5日 初版第2刷発行

彦貴近  
龍左  
本井辺  
山今渡  
著者  
発行者  
信山社出版株式会社  
東京都文京区本郷 6-2-9-102  
TEL 03-3033 1133

Printed in Japan. FAX 03(3818)0344 03(3810)1019

ISBN978-4-7973-2753-6



## はしがき

「何か気持ちが悪い」。

本格的な情報ネットワーク社会、あるいはAIネットワーク社会を迎えて、よく耳にするようになった言葉である。例えば、一度ある会社のウェブサイトを訪れると、その後しばらくその会社の広告がネット上の至るところに現れ、あたかもその会社に自らの行動を追いかかれているような気持ちになることがある。

また最近は、企業の採用活動や金融機関の融資判断の場面で、ビッグデータや人工知能（Artificial Intelligence, AI）を用いた申込者の「適性」予測（プロファイリング）が行われるようになってきている（ソフトバンク社が新卒採用にIBM社のAIを使用することについて、[https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20170529-00000003-zdn\\_ep-sci](https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20170529-00000003-zdn_ep-sci)）。みずほ銀行とソフトバンク社がAIを使った個人向け融資の審査を始めることについて、2017年5月28日日本経済新聞朝刊5面）。周

知のように、アメリカの一部の州では、既に裁判官の量刑判断に再犯リスクをスコアリングするシステムが導かれており、その合憲性が裁判所で争われるようになってきている（State v. Loomis, 881 N.W.2d 749 (Wis. 2016)）。

こうしたビッグデータやAIを用いた個人に関する予測・評価システムが社会に広く浸透していけば、例えば、企業から不採用通知を受けた者は、「なぜ自分はAIに嫌われたのだろう」とか、「AIは自分に関するどのようなデータを、どのようなウエイトで考慮したのだろう」と考え、次の機会にまたAIに「不適性」と評価されることを恐れて、常にピクピクしながら生活しなければならなくなるかもしれない。彼女は、いつ企業に自らのデータが取られ、どのようにそれらが利用され、自らの評価の基礎にされるかわからなくなるため、SF映画が描くディストピアの住民のように、日々「気持ち悪さ」を感じながら生活していかなければならなくなるというわけである（例えば、個人の信用力〔reliability〕を予測するシステムでは、しばしばスマートフォンで誰とのぐらい通話しているか、という記録が使われることがある。ビッグデータ解析により、特定の相手と定期的に連絡をとっているという

事実が、「返済率の高さ」と相關することがわかつているからである。Shivani Siroya, *A Smart Loan for People with No Credit History*, TED (Apr. 2016), at [https://www.ted.com/talks/shivani\\_siroya\\_a\\_smart\\_loan\\_for\\_people\\_with\\_no\\_credit\\_history\\_yet](https://www.ted.com/talks/shivani_siroya_a_smart_loan_for_people_with_no_credit_history_yet)。

しかし、この「気持ちが悪い」という言葉は、ネットワーク社会におけるプライバシーを考えるうえで、高い有用性をもつていい。この感覚的な言葉は、いま必要なプライバシーに関する論議を、一部市民の病理的な精神状態の問題へとすり替えてしまうからである。この言葉が安易に使われる——あるいはそれを安易に「使う」——ことによって、データの無節操な利活用に対する批判的言説が、ナープで、神經症的傾向をもつ一部市民の過剰反応に過ぎないと「レッテル貼り」され、かえってその言説のもつ重要性が削がれることにもなりうる。

もちろん、筆者はここで、「気持ちが悪い」という「感覚」が重要でないと言いたいのではない。周知のとおり、日本におけるプライバシー権のリーディング・ケースである「宴のあと」事件判決（東京地判昭39・9・28下民集15巻9号2317頁）は、ある意味で被侵害者の心理的な「感覚」を問題にしていた。同判決は、三島由紀夫の手になるこのモデル小説の発表によつて、原告が「好奇心の対象となり、いわれなく……読者の揣摩臆測の場に引き出されてしまう」こと、「これによって原告が心の平穀を乱され、精神的な苦痛を感じ」ることを問題視し、「このようなことによつて原告が受ける不快の念」を——プライバシーの権利として——法的に保護しようととしたわけである。こうした「感覚」や「念」は、その程度によつては、精神的問題を超える、個人の具体的行動にも重要な影響を与えることにもなるだらう。その意味では、これらは法的議論においても簡単に切り捨てるものではない。問題は、それをそのままストレートに表現するか、憲法上の諸価値と関連付けながら、法・権利概念としてしつかり編み上げるか、にある。我々が何より注意しなければならないのは、現代社会が抱える重要なプライバシー上の課題を、もつといえれば憲法上の課題を、各市民の主観的地平へと追いやってしまうような感覚的言葉が跋扈する（跋扈させられる）ことであり、そのことによつて、AIを含むあらゆる情報通信技術が、何の抵抗もなく社会的に実装されいくことである。いま我々が行わなければならぬのは、経済

合理性ベースで、あるいは技術ベースで急速に進んでいく情報ネットワーク化、AIネットワーク化を前に立ちどまり、考えることであろう。

はたしてそれが、我々一人ひとりの幸福追求に資するのか。

かつて福田恒存は、「もし、ぼくたちの近代史にもっとも根源的な弱点を指摘せよというならば、それは明治以来現在にいたるまで、ぼくたち日本人が静止の瞬間をもたなかつたこと——したがつて精神が自由をかちえたときをもたなかつたであろう」と說いた。彼が全壘をかけて主張したかったのは、戦後日本の不可避的な「流れ」のなかで、それでもなお「立ちどまる」ことであった（福田恒存「近代の宿命」『福田恒存全集・第2巻』[文藝春秋、1987年]432-433頁）。

この福田の指摘は、それが我々をどこに連れていくのかもわからぬまま、情報ネットワーク化のうねりにただ飲み込まれている〈現代〉にも、おそらくは妥当する。我々は、いま「立ちどまる」ことを「行い」、ネットワーク社会における「個人」のあり方、「人間」のあり方を真剣に考えておく必要がある（ネットワーク化が、「個人」や「人間」のあり方そのものを変えるボタンシャツをもつことについては、例えばルチアーノ・フロリディ〔春木良且=大東敦史監訳〕『第四の革命』〔新曜社、2017年〕参照）。

筆者が問題にしたいのは、それには、つまり「立ちどまる」には、上述の感覚的言葉ではまったく不十分だ、ということである。このうねりのなかに鑑を下すには、やはり、データの利活用等に対する市民の懸念を、法・権利概念として構築し直すことが必要である。もちろんそれは、単に「プライバシーの権利」を声高に叫ぶことを意味しない。そういった運動論的な権利主張は、場合によつては「気持ちが悪い」という感情の単なるトートロジーと受け取られかねない。法・権利概念の再構築とは、プライバシーの権利が守るべき基本的な価値・原理を見定めたうえで、この権利の具体的輪郭を文脈に応じて切り出す作業でなければならぬい。